

令和6年度  
学園の概要



長崎県立開成学園

# 開成学園・開成分校 職員協働憲章

～優しさと厳しさでもって～

一般に、児童は「純真」「素直」「明るい」等の良いイメージでとらえられがちである。それに引き替え入所児童のほとんどは、大人の都合による恵まれない環境が原因で問題行動を引き起こしてきたし、いろんな困難な問題をかかえた存在であると言える。

そこで、ここ学園・分校において児童がどんなに常識から逸脱した行為に及んだとしても、私たちは常に入所前の負の経験を想起して対応しなければならない。児童の表面的な行為ばかりに目を奪われることなく児童の背景を見つめながらその全体像をとらえるよう努めたい。児童の表面と内面を見つめる眼差しにこそ共感・理解を深めるものがあると信じるからである。

しかし、真の「児童の自立」のためには、共感と理解のような「優しさ」ばかりではなく、時には突き放したり直面させる「厳しさ」も必要である。児童の思いに寄り添う姿勢と児童の悪しき思惑を断ち切る厳格さである。この「優しさ」「厳しさ」をふまえて私たち学園職員・分校職員は、協働する。

## 1 学園・分校における主役は児童である

学園・分校における主役は児童であり、職員はそれを支える脇役であるから、物事を判断する場合には、組織や大人の利害より児童の利益を優先させる。

## 2 児童は、たくさん褒め、しっかりと叱る

児童が将来、自立した大人（社会人）として、たくましく人生を送っていけるよう、私たちは児童の心の動きや行動を常によく観察し、叱る場合には理由を明示し、児童のためを思って真剣に叱っていることを十分に理解させる必要がある。

## 3 私たちは児童の鏡となるよう常に児童の眼差しを意識する

児童は、大人の言動を些細なことでもしっかりと見ている。児童を指導するにあたっては、いかにすばらしい内容であっても、大人がそれを実践していなければ児童の心に響かないばかりか、大人への不信ともなりかねない。私たちは、常に児童の眼差しを意識し、何事にも率先垂範の意識を持つべきである。

## 4 私たちは児童の日常の情報を共有化に努める

児童への指導にあたって、職員間で差異があることは避けなければならない。差異をなくすためには、寮での生活・分校での生活状況等それぞれの情報を伝えあい、常に意見の交換を行っていく必要がある。

## 5 私たちは常に車の両輪である

児童福祉施設の開成学園、義務教育を担う開成分校、それぞれ別個の組織が同じ児童の指導にあっている。

異なる根拠法律、命令系統、形態、組織風土の下では、ときに児童に対する考え方、指導方法等に差異が起こってくる。しかしながら「児童の成長、利益」を図り、自立の支援を行うという目的は同じである。その共通の目的を達成するために私たちは互いを尊重し、車の両輪となって行動する。

## 6 私たちは和を重んずる

入園児童の多くは、大人（親）のいさかい等を経験し、そのことが問題行動の遠因にもなっていることが少なくない。児童の入所前の経験を想起させるようなことは避けなければならない。

職員同士がいつも和やかに、お互いを尊重しつつ業務を遂行している姿を児童に示すことは、児童に安心感を与え、精神的な安定につながる。

平成 17 年 3 月 29 日

長 崎 県 立 開 成 学 園  
長 崎 市 立 南 陽 小 学 校 開 成 分 校  
長 崎 市 立 土 井 首 中 学 校 開 成 分 校

# 目 次

<b>I</b>	<b>令和6年度開成学園運営方針</b> .....	1
<b>II</b>	<b>施設の概要</b> .....	3
1	事業の目的 .....	3
2	法的根拠 .....	3
3	規模 .....	3
4	沿革 .....	3
5	機構 .....	4
6	施設・設備 .....	5
<b>III</b>	<b>入・退所</b> .....	5
1	入所 .....	5
2	退所 .....	5
3	入退所経路 .....	5
<b>IV</b>	<b>業務の概要</b> .....	6
1	子どもの権利擁護 .....	6
2	自立支援計画 .....	7
3	所内会議 .....	7
4	生活日課 .....	7
5	年間行事実施状況 .....	8
6	給食 .....	9
7	寮生活 .....	10
8	学校教育 .....	10
9	中卒児（高等部）支援 .....	11
10	特別活動 .....	11
11	進路指導 .....	12
12	家庭調整 .....	12
13	退所後の支援（アフターケア） .....	13

14	問題行動への対応	13
15	特別支援事業「性的問題行動改善事業」	14
<b>V</b>	<b>地域交流</b>	14
1	実習生の受入れ	14
2	ボランティア団体の受入れ	14
3	視察、見学の受入れ	14
4	その他	14
<b>VI</b>	<b>職員研修</b>	14
1	研修会参加	15
2	研修会の開催	15
<b>VII</b>	<b>関係機関との連携</b>	15
<b>VIII</b>	<b>資料</b>	16
1	学年別入所状況	16
2	理由別入所状況	17
3	相談所別入所状況	17
4	退所状況	18
5	在所期間状況	19
6	無断外出状況	19
7	通院状況	20
<b>IX</b>	<b>配置図等</b>	21
1	園内配置図	21
2	本館平面図	22
3	寮舎平面図	22
(1)	一般寮	22
(2)	多機能寮（あすなろ寮）	22

# I 令和6年度 開成学園運営方針

## 1 社会的背景

少子化や核家族化の進行により児童の環境が大きく変化する中、平成10年4月に改正児童福祉法が施行され、当学園も生活指導など児童の自立支援を図ることを目的とした児童自立支援施設として大きく生まれ変わった。その後も、平成14年4月の学校教育導入など児童の自立支援の充実が図られてきた。さらに、令和4年4月から少年法等の一部を改正する法律が施行され、民法の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、社会において責任ある主体として積極的な役割を果たすことが期待される立場になった。

このような状況の中、令和3年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会における、今後の社会的養護体制の拡充に関する議論を踏まえ、児童自立支援施設の機能と果たす役割、これに伴う人員配置基準の在り方、それらを支える措置費の在り方について、ケアニーズに応じた支援が適切に成されるよう、検討することが必要であり、今後、児童自立支援施設においても、多機能化・高機能化という視点から機能転換を検討していく必要があるものと考えている。またこども基本法が令和5年4月に施行されたことにより、こども施策の基本理念やこども等の意見を反映しながらより良い運営が求められる。

## 2 入所児童の傾向

触法行為やぐ犯行為などいわゆる非行性のある児童に加え、近年、発達障害等により不適応行動を行う児童や、保護者の養育放棄等により基本的な生活習慣や社会性を習得していないため支援が必要な児童の入所が増えている。

また、特に中学3年生について進学等に関し、生活場所や退園時期等を考慮していくなかで関係機関等の調整に困難を要するケースが目立ってきた。

## 3 運営理念

小舎夫婦制の家庭的雰囲気の中で児童と職員が起居をともにしながら生活指導を実施し併せて、職業指導・スポーツ活動・文化活動・ボランティア活動の福祉教育等を通して優しさと生きることの大切さを育み、児童の社会的自立を支援する。

## 4 基本方針

- 1 児童に安全安心な生活環境を提供し、個々の児童の特性に応じた支援を行う。
- 2 「開成学園・開成分校 職員協働憲章」に基づく分校との連携・協力体制のもとに、児童の成長、利益を図る。
- 3 関係機関や地域社会と連携して児童の自立を支援する。
- 4 児童と家庭との関係再構築のための支援及び継続したアフターケアを行う。
- 5 児童の権利擁護に努め、児童の最善の利益を追求する。
- 6 職員の倫理観を高めるとともに、職員の専門性と資質の向上に努める。

## 5 事業計画

### 1. 児童の自立支援の充実

個々の児童が抱えている問題に対して、必要な支援を的確に実施していくため、支援プログラムの充実を図っていく。

#### ①個別支援プログラムの充実

入所児童の個々の主訴に関する課題の改善のため個別支援プログラムを実施する。

- ・心理面接の実施
- ・性的問題改善プログラム等の実施

#### ②適切な性教育の実施

生活場面からの取り組み「快晴マザーズ」「性教育セミナー」「性犯罪防止教室」の開催

### ③進路実現の充実

人生における選択肢の幅を広げるために、中学3年生の高校進学を推進を強化する。

## 2. 家族関係再構築への支援

退園後の家庭復帰等を目指す上で、入所期間中に親子関係の改善を図っていくことを目的に下記の事業を実施する。

### ①親子宿泊訓練

親子宿泊訓練については、行事の際の宿泊だけでなく、親子関係を改善し家庭復帰を目指すという支援目標を達成するため、親子宿泊棟を活用した宿泊訓練を実施する。

### ②年3回（GW、夏休み、冬休み）の帰宅訓練の実施

### ③家庭支援専門相談員の活動の充実

入所後の早い時期に、寮担当とともに家庭訪問や保護者面談を実施し、家庭環境の把握に努め、必要な支援を実施

## 3. 退園児童に対するアフターケアの充実

退園後の新しい環境下での適応を円滑にしていくために、関係機関と連携し、児童、保護者を支援していく。（家庭訪問、学校訪問や通所指導等の実施）

## 4. 職員の専門性や資質の向上

入所児童の問題の複雑化、多様化とそれを取り巻く環境の変化に対応するため、職員の専門性や資質の向上を目的として職員研修を推進していく。

### ①寮担当職員へのスーパーバイズの実施

### ②研修計画の策定及び実施

- ・リモート研修等、オンライン上で行う研修を積極的に受講する。
- ・研修会参加後、指導班会議等の機会を通して、報告を行い全体でスキルアップを図っていく。
- ・学園全職員は、指名研修を除いた年1回以上の県職員研修を受講する。

## 5. 施設の安全管理の充実、衛生面の徹底

児童に安心安全な生活環境を提供することは、施設運営の基本であることから安全管理の充実を図る。また、児童の体調や健康面へ細心の注意を心がけ、感染症予防に努めていく。

### ①避難・消化訓練の実施（毎月実施）

### ②救命救急講習（AED）の実施〈1回/年〉

### ③児童のうがい、手洗いの励行。換気を心がけ、寮舎内の衛生管理等の徹底を図り、感染症の予防に努める。

### ④施設内禁煙の段階的な実施

## 6. 施設運営の質的向上

### ①職員のヒヤリハット事例に関し、事務の流れや記録の方法等についてシステム化していく。

### ②毎年実施している児童へのアンケートについて、児童の声を最大限に踏まえつつ園として遵守すべきルール等とのバランスを図りながら、適切に児童にフィードバックしていけるよう計画的に取り組んでいく。

## 7. 地域社会との交流の推進

施設に対する理解の促進及び地域社会への貢献を目的に、学園見学者の受け入れ、園内行事の案内等により地域との交流を図っていく。

## 8. 広報活動

学園ホームページの充実

# II 施設の概要

## 1 事業の目的

本施設は、児童福祉法第44条に定められている児童自立支援施設であり、家庭・学校・地域において適応できない児童（18歳未満）を対象に、小舎夫婦制の家庭的雰囲気の中で児童と職員が起居をともにしながら生活指導を実施し、併せて、職業指導・スポーツ活動・文化活動・ボランティア活動の福祉教育等とおして優しさと生きることの大切さを育み、児童の社会的自立を支援する。

## 2 法的根拠

○児童福祉法第35条第2項

都道府県は政令の定めるところにより児童福祉施設を設置しなければならない。

○児童福祉法施行令第36条第1項

都道府県は法第35条第2項の規定により児童自立支援施設を設置しなければならない。

○児童福祉法第44条（児童自立支援施設）

## 3 規 模

定 員 45名（暫定19名）（令和6年4月現在）

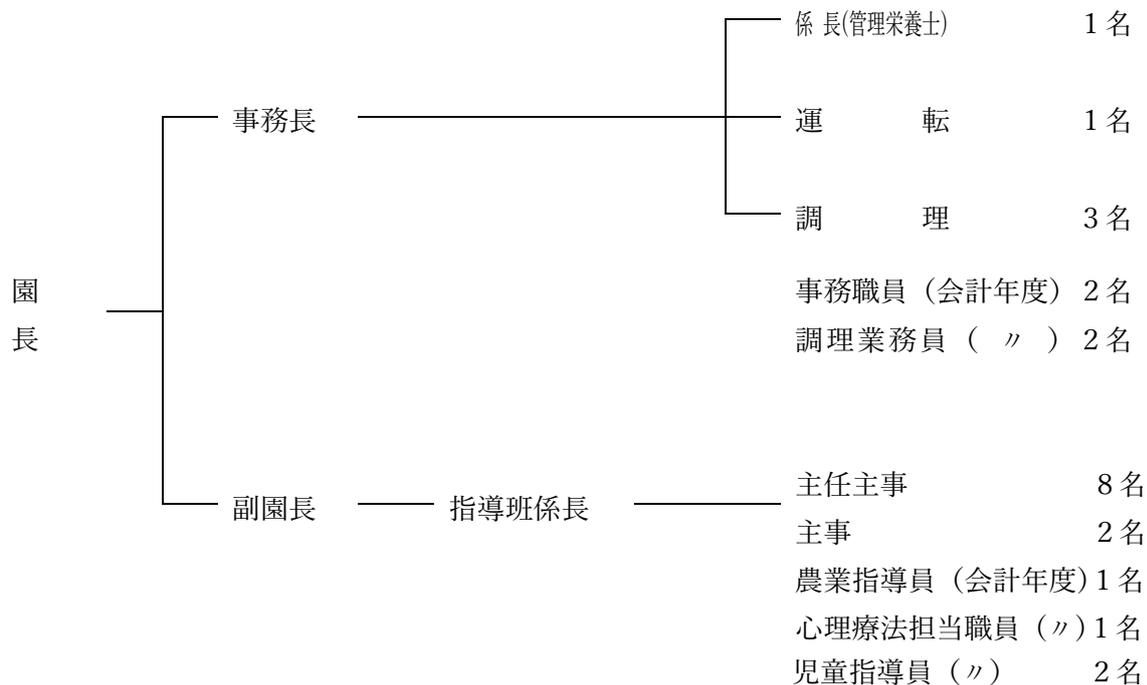
入所形態 小舎夫婦制（男子寮2寮・女子寮1寮・交替寮〈多機能〉1寮）

## 4 沿 革

明治33.	感化法成立
41. 10. 20	長崎市筑後町法泉寺住職大塚恵暢師が坊内に児童3名を対象に「長崎開成学園」を創設
12. 01	長崎県代用感化院に指定
大正 2. 06. 30	長崎市坂本町63番地に移転
11. 04. 01	県営に移管、「長崎県立開成学園」に改称
昭和 8. 05. 05	感化法廃止、少年教護法公布、少年教護院となる
16. 04. 22	長崎市岩屋町666番地に移転
20. 08. 09	児童及び職員、原爆に被災、死亡3名、重軽傷20余名、建物倒壊
23. 01. 01	少年教護法廃止、児童福祉法公布、教護院となる
26. 03. 31	女子寮新設
40. 09. 01	長崎市平山町50番地に移転
58. 03. 28	体育館竣工
59. 10. 01	町名変更、長崎市平山台2丁目34番1号となる
平成 2. 12. 10	プール竣工
10. 04. 01	児童福祉法の改正に伴い、児童自立支援施設となる
14. 03. 15	新寮舎落成（児童寮2、多機能寮1）
14. 04. 01	長崎市立南陽小学校開成分校及び長崎市立土井首中学校開成分校開校
15. 03. 31	新寮舎落成（児童寮1）
22. 03. 26	新本館棟改築工事竣工
22. 05. 22	創立100周年記念・本館竣工式を開催 中村法道知事と児童で記念植樹（被爆クスノキ）
令和 4. 03. 07	グラウンド改修工事竣工

## 5 機 構

### (1) 組 織



### (2) 職員数

	園 長	副園長	事務長	係 長	主任主事	主事	技 術	計
事 務 職 員	1		1					2
児童自立支援専門員		1		1	4	1		7
児童生活支援員					4	1		5
管 理 栄 養 士				1				1
運 転 士							1	1
調 理 員							3	3
計	1	1	1	2	8	2	4	19

#### 〔別掲〕

・事務職員（会計年度）	2	・嘱託医 内 科	1
・調理業務員（会計年度）	2	精神科	1
・農業指導員（会計年度）	1	歯 科	1
・心理療法担当職員（会計年度）	1	計	3
計	6		

### (3) 分校教員数 9

スクールヘルスリーダー(非常勤) 1

令和 6 年 5 月 1 日 現在

## 6 施設・設備

(1) 敷地	85,832 m <sup>2</sup>	(約 26,000 坪)
建物敷地	10,588 m <sup>2</sup>	
運動場	8,950 m <sup>2</sup>	
実習農場	約 2,000 m <sup>2</sup>	
その他	約 64,294 m <sup>2</sup>	山林、原野、道路等その他
(2) 建物等	4,830 m <sup>2</sup>	
本館	2,111 m <sup>2</sup>	コンクリート 2 階建て
児童寮舎①	234 m <sup>2</sup>	たけのこ寮
児童寮舎②	236 m <sup>2</sup>	つくし寮
児童寮舎③	236 m <sup>2</sup>	わかくさ寮
多機能寮	592 m <sup>2</sup>	あすなる寮
体育館	578 m <sup>2</sup>	
プール	551 m <sup>2</sup>	25m×5 コース
その他	292 m <sup>2</sup>	車庫、農具舎及び農業指導員控室、倉庫等
(3) 地域の施設利用状況		

地域団体等から施設利用の希望があるときは、学園行事に支障のない範囲で利用してもらっている。

## III 入・退所

### 1 入 所

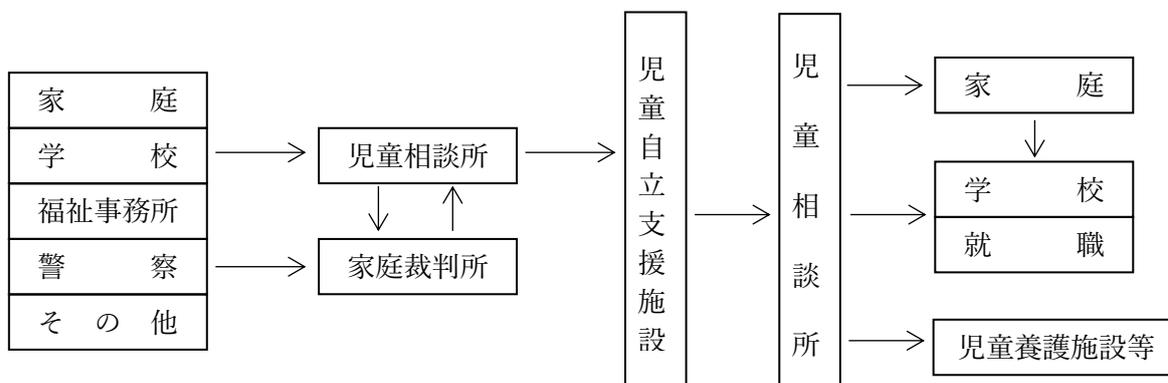
長崎、佐世保こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）において、保護者や学校等からの相談や警察等からの通告を受けた児童について、面接、調査、診断を実施のうえ、当園への入所が決定される。

### 2 退 所

入所後の支援により、自立支援目標の達成が認められる児童については、園内において会議を開催し、退園の可否を検討する。検討の結果、退所が適当と判断した場合は各センターへ学園の意見を届け出る。

なお、退所後おおむね 1 年をめどに自立を支援するアフターケアを実施する。

### 3 入退所経路



## IV 業務の概要

### 1 子どもの権利擁護

職員は、子どもの権利や尊厳を十分尊重するとともに、職員自身の倫理観を高めることに努めなければならない。

また、子どもを懲戒するに当たっては、身体的苦痛を与え、人格的辱めを加えるなど懲戒権の乱用に及ぶ行為をしてはならない。

#### (1) 苦情解決システム

入所中の児童や保護者、関係者からの施設運営、指導に関する苦情等についてその適切な解決を図り、もって入所児童の権利を擁護するために、本施設内に苦情解決のシステムを設けている。本システム内には、苦情解決についての中立・公平性の確保のために第三者委員を設けている。

入所児童に対する本システムの周知は、入所オリエンテーション時等に行っている。全児童が所属となる子ども会（オーリーブクラブ）の集会を開いている。その際アンケートもとり児童へアンケートの結果報告とすでに解決に向けて学園側が取り組んでいることなど伝えている。

また、本館に意見箱を複数設置し、子ども達が意見を出しやすい環境を整備している。令和5年度は実績がなかったが、小舎夫婦制の特性を活かした個別の関わりの中で、子どもたちからの相談や苦情等は概ね解決していると思慮する。

#### (2) 権利擁護検討会

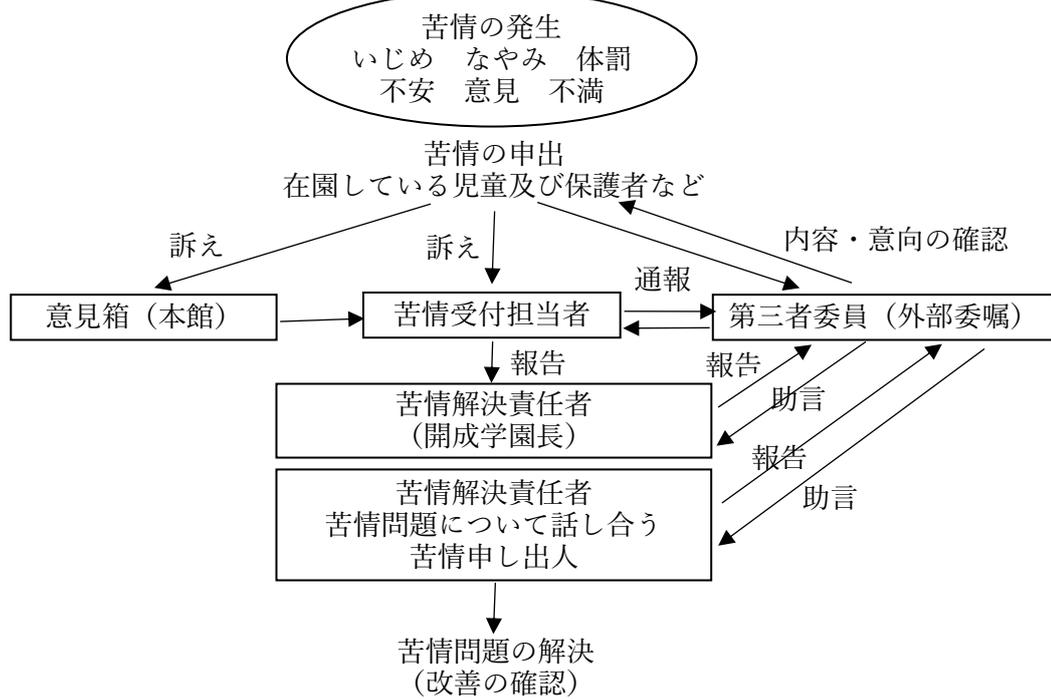
こどもの権利擁護に関する職員の検討会を年1回は開催している。

令和5年度は、第3者委員2名に参加頂き令和6年3月5日に実施した。



みんなの意見箱

～ 苦情解決の仕組み ～



## 2 自立支援計画

入所1ヵ月後、自立支援計画を策定のうえ学園・分校職員により自立支援会議を開催する。その後3ヵ月毎に会議を開催し支援計画の見直しを行い、児童の自立支援を図っている。

## 3 所内会議

会議名	開催状況	会議名	開催状況
職員朝会	毎朝	支援会議	入所時
全体会議	年度当初、学期末		退所時
企画運営会議	毎月		その他随時
給食会議	毎月		(概ね3ヵ月毎)
指導班会議	毎週	入園受入会議	随時
寮運営会議	毎月		

## 4 生活日課

### 平日

6:45	7:15	8:20	12:30	12:50	13:20	14:55	17:00	17:45	18:30	21:00	22:00
起床 洗面 掃除	朝食	準備、 登校	授業	昼食	準備、 登校	授業	クラブ 寮生活	夕食	自習 入浴 余暇	終礼	消灯

休日

7:30	7:45	9:00	12:15	13:00	17:45	18:30	21:00	23:00			
起床 洗面	朝 食	掃 除	寮活動 自習・作業・大掃除 調理教室(女子)等	昼 食	寮活動 クラブ・レク リエーション	夕 食	入浴 ・余暇	終 礼	余 暇	消 灯	

※寮活動では、さまざまな活動を取り入れている

5 令和5年度年間行事実施状況

月	園内行事	園外行事	分校行事
4	着任式 全体会議	買い物訓練とバッティングセンター (たけのこ寮・つくし寮→男子寮)	始業式 入学式 学力調査
5	帰宅訓練 クッキング教室(女子寮)	残留児童映画鑑賞	健診 中3全国学力
6	児童相談所職員との交流試合 (野球部・バドミントン部)  プール清掃 クッキング教室(女子寮) 第1回保護者会	女子バドミントン合同練習(本校) 長崎市中学校総合体育大会 (女子バドミントン部個人戦出場) (男子野球部・軟式野球試合観戦)	長崎市中総体体育大会  プール清掃・プール開き 期末テスト 第1回保護者会・授業参観 平和遺構巡り
7	第1回性教育セミナー(県看護協会)  全体会議	九州少年野球佐賀大会(男子野球部 出場) 修学旅行(福岡方面) 長崎県児童福祉施設球技大会軟式野 球(男子野球部出場) 女子バドミントン部練習試合(福岡 学園・虹の松原学園)	スプリングコンテスト 修学旅行(福岡方面) 終業式
8	帰宅訓練 第2回性教育セミナー(県看護協会) 子ども会オーブクラブのアンケート	帰宅訓練残留児童映画鑑賞 九州地区児童福祉施設球技大会軟式 野球(男子野球部出場) 長崎市バドミントン夏季選手権大会 (女子バドミントン部出場) 女子バドミントン合同練習(一般中 学)	平和祈念集会
9	第3回性教育セミナー(県看護協会) 運動会(分校と共催)	女子バドミントン部練習試合(福岡 学園) 買い物訓練とボウリング(たけのこ 寮・つくし寮→男子)	実力テスト  運動会(学園と共催) 第1回五者面談

10	第4回性教育セミナー（県看護協会）	九州少年バドミントン佐賀大会（女子バドミントン部出場）	実力テスト（中3）
11	文化のつどい（分校と共催） クッキング教室（女子寮）	長崎県中学校総合文化祭（男子太鼓部出場）	生け花教室 文化のつどい(学園と共催) 授業参観・第2回五者面談 期末テスト
12	クッキング教室（女子寮） クリスマス会（各寮） 餅つき 帰宅訓練	残留児童映画鑑賞	駅伝大会 人権学習 スペリングコンテスト 終業式
1	お正月（おせち料理・お雑煮）	残留児童初詣 買い物訓練（わかくさ寮→女子） 長崎市バドミントン冬季選手権大会（女子バドミントン部出場）	私立高校入試 お茶教室 薬物乱用防止教室（少年サポートセンター）
2	第2回保護者会 性犯罪防止教室 （少年サポートセンター）	県職員長崎地区駅伝大会（職員チーム・男子児童チーム出場）	第2回保護者会・授業参観 公立高校前期入試 学年末テスト スペリングコンテスト
3	強歩大会（分校と共催） 送別試合（男子野球部・女子バドミントン部） 卒業証書授与式 修了式・離任式 総合防災訓練	買い物訓練とボウリング活動（つくし寮→男子） 買い物訓練とボウリング活動（たけのこ寮→男子）	公立高校後期入試 強歩大会（学園と共催） 卒業証書授与式 公立高校合格発表 修了式・離任式

## 6 給 食

給食は、児童の健全な身体の発育及び健康を維持増進するとともに、楽しい食事の雰囲気を通じて豊かな心を育成し社会性を養うことを目的としている。

また、寮食とランチルーム（児童と職員で構成の小グループ制）を併用し、寮食の時は児童が寮舎に運び、食器に盛りつけている。なお、偏食が多い児童や、基本的な食事マナーが身に付いていない児童がいるため、寮や食堂で職員が共に食べながら、食事指導を行っている。

### 【目標】

- ・バランスのとれた食事の大切さがわかる。
- ・好き嫌いなく食べることができる。
- ・みんなと楽しく食べることができ、正しい食事マナーを身に付ける。
- ・食事の準備や後片付けがきちんとできる。

### (1) 本園児童の給与栄養目標量（1日）

令和6年4月現在

エネルギー (Kcal)	たんぱく質 (g)	脂 質 (g)	レチノール 当量 ( $\mu$ g)	ビタミン B <sub>1</sub> (mg)	ビタミン B <sub>2</sub> (mg)	ビタミン C (mg)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)	ナトリウム (食塩相当量) (g)
2.511	49.9	69.5	750	1.35	1.50	100	900	11.0	7未満

※児童の活動状況や身体状況等に応じて、個別に対応している。

- (2) おやつ
- ・朝食、昼食、夕食のリズムを守るためクラブ前に短時間で喫食できるもの。
  - ・1食分は、約250kcal程度を目安とする。
- (3) 行事食
- ・花見…4月
  - ・七夕…7月
  - ・お楽しみ会…12月
  - ・餅つき大会…12月
  - ・誕生会食…毎月第3火曜日
  - ・大みそか…12月
  - ・正月…1月
  - ・節分…2月
  - ・ひな祭り…3月
- (4) 給食会議 毎月第3木曜日
- (5) 食事調査 年1回程度
- (6) 食育関係（令和5年度実績）
- ・食育講話 10回／年
  - ・クッキング教室 4回／年
  - ・男子寮クッキング1回／月
  - ・朝食米飯日の米とぎ体験 5回／週
- (7) 災害等非常事態における食事確保体制
- 【非常食（3日分）】
- ・ミネラルウォーター、α化米、乾パン、焼鳥缶詰、カレー、果物缶詰等

## 7 寮生活

各寮舎では、児童と職員が起居を共にし（小舎夫婦制）、心の結びつきを前提として支援に当たっている。

児童にとっては、寮舎は憩いの場であると同時に正しい生活習慣を身につける場であり、児童の個性を引き出す場でもある。

生活支援は「暮らしの教育」と呼び重要な支援の柱であり、児童のあらゆる場面を通じて健全な社会生活ができるよう集団的または個別的に支援を行っている。生活の拠点である寮の生活は特に自立支援のための重要な場であり、日々の生活を共にするなかで、正しい生活習慣や物事の考え方が育成されるよう支援を行っている。

また、児童と職員がざっくばらんに性について語り合うことにより、性に関する正しい知識を身につけることを目的としたグループワーク“快晴（開成）マザーズ”にも取り組んでいる。

快晴マザーズ実施実績 合計 8回

（たけのこ寮男子1回 つくし寮男子1回 男子寮合同1回 わかくさ寮女子5回）

## 8 学校教育（南陽小学校開成分校・土井首中学校開成分校）

小学部・中学部

平成14年度から、これまでの教護院での「学校教育に準ずる教育」から長崎市教育委員会による「学校教育実施」への移行に伴い、長崎市立南陽小学校開成分校、長崎市立土井首中学校開成分校が開校となった。

小学部：「光り、輝く、チーム南陽小」、中学部：「主体的に行動し、気づく目・感じる心を持ちながら、夢の実現に向かう生徒の育成」の教育目標のもと児童・生徒の教育や自立に向けた支援を行っている。学年相応の学力や生活能力が身につけていないことが多いため、複数担任制やTT（ティームティーチング）などの体制を整え、生活習慣・学習規律の定着や基礎学力の充実を目指しきめ細やかな指導・支援を行っている。

小・中学校とも週29時間（年間35週）での教育課程で通常の学校と同様の内容でカリキュラムを実施している。基礎学力の定着を図る一環として「漢字コンテスト」「スペリングコンテスト」などを年に数回実施している。また、「運動会」や「文化のつどい」「修学旅行」「校内駅伝大会」「強歩大会」など小中合同で行う学校行事も多い。

少人数クラスで教師と児童・生徒が多く時間を共に過ごし、信頼関係を深めながら学校教育に取り組んでいる。

## 9 中卒児（高等部）支援

中学校を卒業した児童には通常、会計年度任用職員の農業指導員による農園芸作業や児童自立支援専門員等による教科学習等を中心に指導をしている。近年は過年度受験をする児童が続いているため受験選定や願書提出手続き等に関して分校教諭の協力を得て支援している状況である。就職希望者には、ハローワークを活用して職場体験をし、地域の事業所の協力を得て職場実習を行うなど、就職に向けた支援をしている。

### 《高等部時間割》

		月	火	水	木	金
	8:20 ~ 8:30	児童朝会	短学活	短学活	短学活	短学活
	8:30 ~ 8:50		朝読書	朝読書	朝読書	朝読書
1	8:55 ~ 9:40	総合学習	総合学習	総合学習	総合学習	総合学習
2	9:50 ~ 10:35	総合学習	総合学習	総合学習	総合学習	総合学習
3	10:50 ~ 11:35	農園芸	農園芸	農園芸	農園芸	総合学習
4	11:45 ~ 12:30					総合学習
	12:30 ~ 13:30	昼食・昼休み				
5	13:30 ~ 14:15	総合学習	総合学習	総合学習	道徳	総合学習
6	14:25 ~ 15:10	総合学習		総合学習		掃除 短学活
		掃除		掃除		
		短学活		短学活		

### 《職場実習先・アルバイト先》

・廃棄物収集運搬業者      ・スーパーマーケット      ・商業施設

## 10 特別活動

本園の特色としてスポーツ活動に力を入れて取り組み、男子は野球部、女子はバドミントン部、また冬の時期は男女合同での駅伝部等の活動を実施している。令和5年度は以下の大会に参加した。文化面では、文化のつどいでの合唱、和太鼓演奏等、人前で発表する機会を大切にしている。

## 《主な対外試合の成績》

大会名称	令和5年度参加実績	開催地	過去の成績
長崎市中学校総合体育大会 バドミントン競技	個人戦 1回戦敗退	長崎市	
第74回九州少年野球大会 (佐賀県)	準優勝	佐賀県	優勝 15回/準優勝 9回
第74回長崎県児童福祉施設 球技大会軟式野球	優勝	長崎市	優勝 2回 (H29・R5)
長崎市中学生バドミントン 夏季選手権大会	個人戦 ベスト 16	長崎市	
第66回九州地区児童福祉施設 球技大会軟式野球	1回戦敗退	宮崎県	
第45回九州少年バドミントン大会 (佐賀県)	団体戦 優勝 個人戦 優勝・3位	佐賀県	団体：優勝 11回/準優勝 3回
長崎市中学生バドミントン 冬季選手権大会	個人戦 ベスト 16	長崎市	
第18回長崎県中学校総合文化祭 (男子太鼓部)		島原市	

## 11 進路指導

入所措置の変更や解除は児童相談所の措置によって行われるが、中学3年生の高校受験等の進路決定にあたっては分校と連携を図りながら五者面談(保護者、児童、児童相談所、分校、学園)を、2学期に開催している。

## 12 家庭調整

子どもたちが復帰していく家庭を調整することは、学園での支援と併行して取り組まなければならない重要な課題である。学園、分校内における生活の様子を保護者に知らせる機会として保護者連絡会や授業参観を年に2回ずつ行っている。

家庭との連絡や訪問を通して保護者や家庭との信頼関係を築き、家庭を取り巻く関係機関との連携を深めることが大切である。このため、寮担当とともに家庭支援専門相談員が入所後の早い時期に家庭訪問や保護者面接を実施し、家庭環境の把握に努めている。また、親子の相互の関係を修復するため面会や帰省も積極的に活用している。

さらに、多機能寮を活用しての親子宿泊訓練も実施している。

一方で、各自の状況に応じ許可外出や園外指導も行いながら、必要な支援をすすめている。

令和5年度 親子宿泊訓練・週末帰宅訓練等実施状況

訓練区分	児童数	回数	延べ日数
親子宿泊訓練	1人	1回	2日
許可外泊	5人	8回	26日
許可外出	2人	4回	4日
園外指導	1人	1回	1日

### 13 退所後の支援（アフターケア）

施設の中での子どもたちへの援助は、自立支援の一段階であり、あくまでも社会自立や社会適応が目的であるため、地域における関係機関との連携により支援することが重要である。退所した児童やその保護者等を早期に訪問し、適切な支援を行い、社会生活への適応を容易にするように、積極的に支援している。退園した児童は、うまく地域社会に溶け込み生活を送る児童がいる一方、環境に馴染むことができずに生活が乱れていく児童も少なくない。そのため、早期に児童相談所や関係機関等との連携により安定的な社会生活を確保するため計画的な実施を図っていききたい。

令和5年度実施状況

	訪問	来園通所指導	宿泊	電話・手紙	関係機関協議
令和4年度 退園児（15名）	9	22	3	93	16
令和3年度以前 退園児（40名）	1	23	0	50	0

### 14 問題行動への対応

(1) 園内の問題行動

さまざまな問題行動により入所しており、暴力やいじめなど児童間のトラブルや自傷行為等が発生することがある。

(2) 無断外出

開放施設であるために、無断外出は避けられない問題であるが、平成17年以降、発生件数は1桁で推移していたが、平成26年度から平成29年度まで無断外出は発生しなかった。

平成30年度は1件発生し、令和元年度は0件、令和2年度は2件、令和3年度は4件、令和4年度は2件、令和5年度の無断外出は0件だが強制引き取りが1件発生した。

(3) 園内の問題行動、無断外出への対応

学園と分校の連携により防止に努め、発生した場合は個別支援により児童の精神的安定を図る。事例によっては、児童相談所や医療機関等との連携により問題行動の改善に努める。

無断外出については、職員による捜索のほか警察等の協力を得ている。児童の早期保護に努め、問題行動の安定のため、必要な個別支援を行う。

## 15 特別支援事業「性的問題行動改善事業」

令和5年度は、入所児童の性的問題行動改善を目的に下記の通り性教育を実施した。

### (1) 性教育セミナー

- 1 講 師：長崎県看護協会助産師職能委員会
- 2 実施回数：4回
- 3 受講児童数：延べ 男女 59人

### (2) 性犯罪防止教室

- 1 講 師：長崎県警察本部 生活安全部少年課 少年サポートセンター補導員
- 2 実施回数：1回
- 3 受講児童数：延べ 男女 19人

## V 地域交流

児童自立支援施設にとって地域との交流が大切である。理解や協力を得るため次のような活動をしている。

### 1 実習生の受入れ

大学や専門学校等の保育実習、社会福祉士ソーシャルワーカー実習等を実施している。  
実習生受入れ状況（令和5年度実績） 計14名、延べ 83日  
（長崎純心大学、活水女子大学、近畿大学通信教育課程、麻生医療福祉専門学校）

### 2 ボランティア団体の受入れ

女子バドミントン部活動に、BBSクラブ会員（大学生）1名、その他の学生2名の協力を得た。コロナ感染症の感染拡大により、一時ボランティア受け入れをストップしたが、現在はまた開始している。  
ボランティア受入れ実績 計1件

### 3 視察、見学の受入れ

新規採用児童相談所職員や、長崎市教育研究所SSW研修会の視察・見学を受け入れた。  
受入れ状況（令和5年度実績） 2団体

### 4 その他

- ・本校バドミントン部との合同練習（6月 8月）
- ・長崎市中総体バドミントン競技個人戦への参加（6月）
- ・長崎市中学生バドミントン夏季選手権大会への参加（8月）
- ・市内一般中学校バドミントン部との合同練習（8月）
- ・第18回長崎県中学校総合文化祭 男子太鼓部演目披露（11月）
- ・長崎市中学生バドミントン冬季選手権大会への参加（1月）
- ・県職員長崎地区駅伝大会（中学生3名+副園長/職員チーム）（2月）

## VI 職員研修

入所児の問題の多様化と児童を取り巻く環境に変化が生じているため、職員の専門性と資質向上が求められている。児童自立支援施設及び社会的擁護に関する研修会参加や施設見学のほか、テーマを定めて研修会を開催した。

### 1 研修会参加

研修会等の名称	開催地	主催
全国児童自立支援施設職員研修会	鹿児島県	全国児童自立支援施設協議会
第1回九州児童自立支援施設職員研修会	長崎県	九州児童自立支援施設協議会
第2回九州児童自立支援施設職員研究会	沖縄県	九州児童自立支援施設協議会
全国児童自立支援施設職員研修（新任研修）	埼玉県	全国児童自立支援施設協議会
全国児童自立支援施設新任施設長研修	埼玉県	全国児童自立支援施設協議会
児童福祉司任用研修	長崎県	長崎県福祉保健部こども政策局
直接処遇職員分科会	長崎県	長崎県児童養護施設協議会

### 2 研修会の開催

<第1回九州児童自立支援施設職員研修会>

①開催日 令和5年11月27日～28日

内容 発達特性のある児童の性の学び

講師 長崎県発達障害者支援センター 相川恵理 心理士

②開催日 令和6年2月19日

内容 発達特性のある児童の性の学び～心理部会（リモート）

## VII 関係機関との連携

本園では児童の自立支援のため、県こども政策局、長崎、佐世保こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）、家庭裁判所、学校、福祉事務所等関係機関との連携の強化に努めている。

《関係機関との連絡協議会等》

会議等の名称	主催	構成機関
開成学園・両児相連絡協議会 地域協力者との連絡協議会 (地域交流会)	開成学園 開成学園	長崎・佐世保センター、こども家庭課、分校 地域協力者（近隣自治会長、主任児童委員、民生委員他）
家事関係機関連絡協議会	家裁	家裁、長崎・佐世保両センター、児童養護施設
全国児童自立支援施設長会議 九児協施設長会議 九児協総務課長・指導課長会議 県児養協施設長・代表者会議	全児協 九児協 九児協 県児養協	
「ぼくらの願い」児童福祉施設 入所児童作文集 企画編集会議 (オンライン形式)	県児養協	県内児童福祉施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設

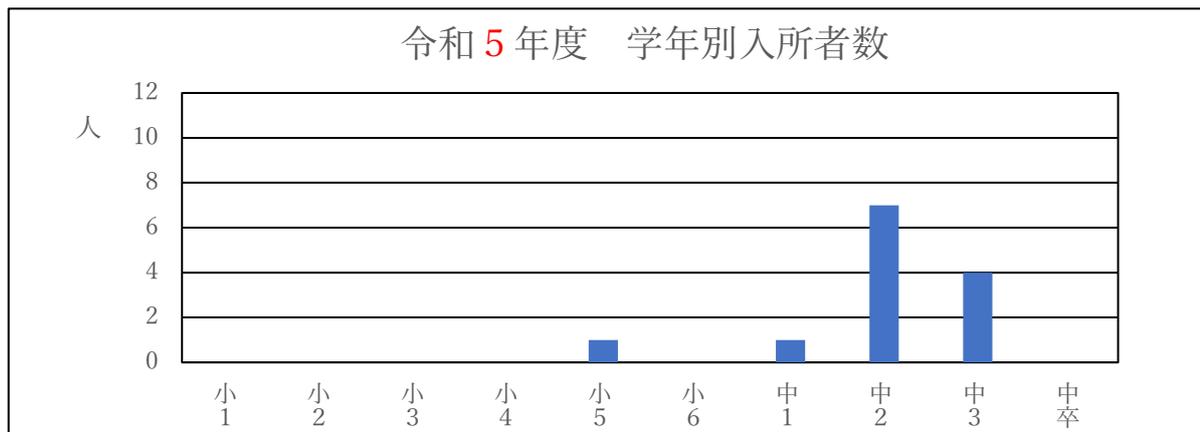
## VIII 資 料

### 1 学年別入所状況（令和元～令和5年度）

年度性別区分	小1	2	3	4	5	6	中1	2	3	中卒	計	
令和元	男				2	1	3	2			8	12
	女					1		1	1	1	4	
2	男				1	1	2	4	4		12	16
	女			1				1	1	1	4	
3	男				1	2	1	5	3		12	16
	女				1		1		2		4	
4	男					1		4	1		6	9
	女						1		2		3	
5	男				1			3	3		7	13
	女						1	4	1		6	

（令和6年4月1日現在 在籍児童数）

男						1		1	3		5	10
女								1	4		5	



令和5年度在籍児童の心身の状況（複数該当有）（疑い含む 入所時診断名による）

自閉症スペクトラム(ASD) 3名

自閉症スペクトラム(ASD)疑い 4名

病理的な回避型のアタッチメント行動 1名

発達性協調運動障害 1名

複合的な心的後遺症 6名

てんかんを伴う器質性気分障害 1名

知的発達症 1名

知的発達症(言語的コミュニケーション問題)1名

ADHD 2名

ADHD 疑い 1名

愛着形成の問題 2名

特異的発達障害 1名

ストレス関連障害 4名

てんかん 1名

境界知能 1名

軽度遅滞 1名

広汎性発達障害(PDD) 1名

多動性行為障害 1名

愛着不全疑い 1名

ゲーム障害 1名

抑うつ状態疑い 1名

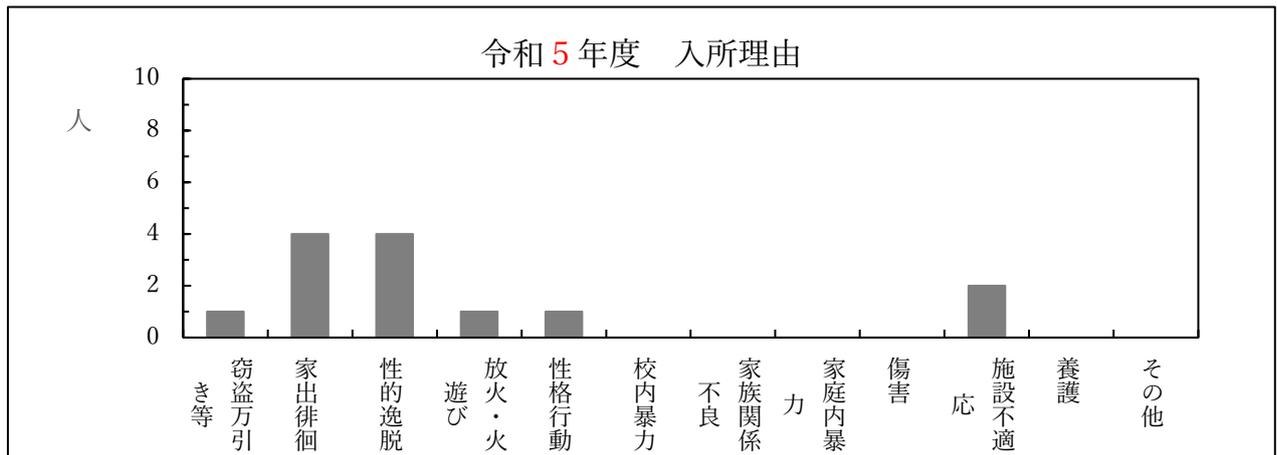
素行症 1名

知的能力症 1名

保留 1名

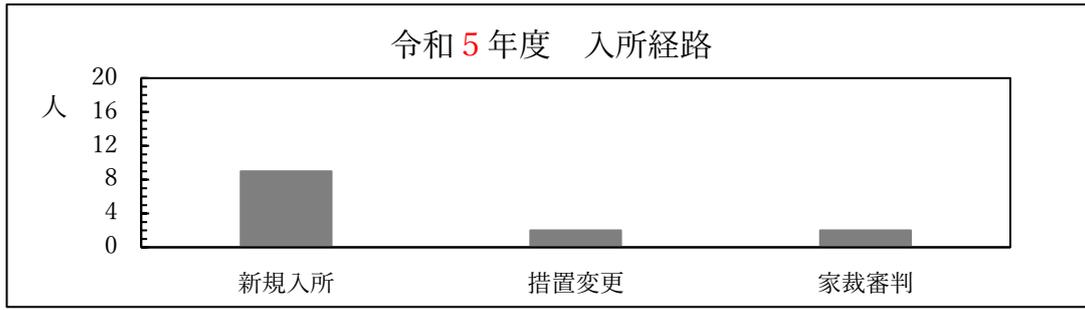
2 理由別入所状況（令和元～令和5年度）

年度	性別	入所理由	窃盗万引き等	家出徘徊	性的逸脱	放火・火遊び	性格行動	校内暴力	家族関係不良	家庭内暴力	傷害	施設不適応	養護	その他	計	
令和元	男		2	1	3					2					8	12
	女			2	1				1						4	
2	男		2	1	1				2		3	2		1	12	16
	女		1	1	1							1			4	
3	男		2		4	1	3			1			1		12	16
	女			1						1			2		4	
4	男				3			1	1			1			6	9
	女				2				1						3	
5	男				4	1						2			7	13
	女		1	4			1								6	



3 相談所別入所状況（平成30～令和4年度）

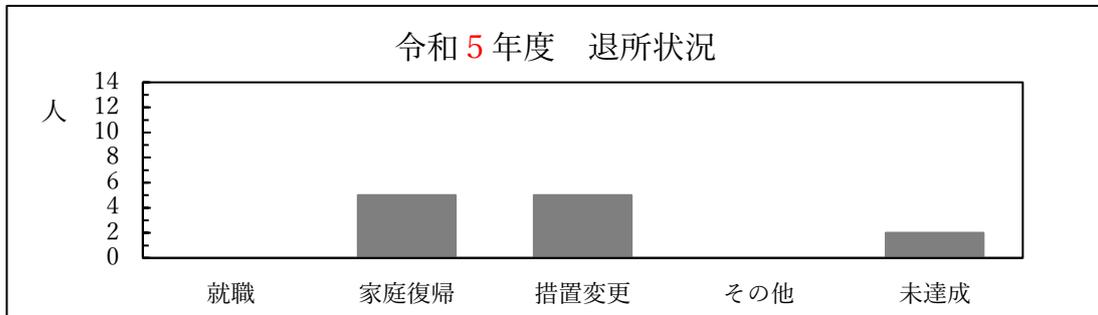
年度	性別	経路	長崎こども・女性・障害者支援センター				佐世保こども・女性・障害者支援センター				他県児童				合計	
		新規	措置変更	家裁審判	小計	新規	措置変更	家裁審判	小計	新規	措置変更	家裁審判	小計			
令和元	男	4	1	1	6	2			2					8	12	
	女		1		1	2			2	1				4		
2	男	8	2	1	11		1		1					12	16	
	女		2	1	2	1	1		2					4		
3	男	3	5		8	2	2		4					12	16	
	女	3			3	1			1					4		
4	男		4		4	2			2					6	9	
	女	3	1		3	2								3		
5	男	3	2	1	6	1			1					7	13	
	女	3			3	2			2			1	1	6		



#### 4 退所状況（令和元～令和5年度）

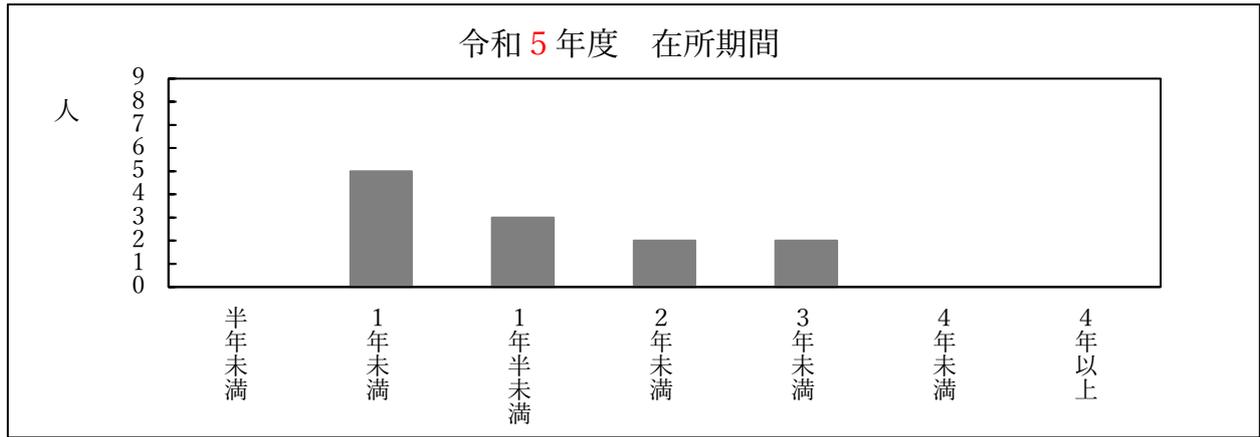
年度	性別	性行改善					未達成					合計	
		就職	家庭復帰	措置変更	その他	小計	家裁	不明	強制引取	措置変更	その他		
令和元	男		4	7		11						11	14
	女		1	2		3						3	
2	男		5	6		11	1			1	2	13	20
	女		5	2		7						7	
3	男		5	2		7			2		2	9	12
	女			2		2				1	1	3	
4	男		7	5		12						12	15
	女		2	1		3						3	
5	男		4	4		8			1		1	9	12
	女		1	1		2				1	1	3	

\* 令和6年4月1日退所4名を含む



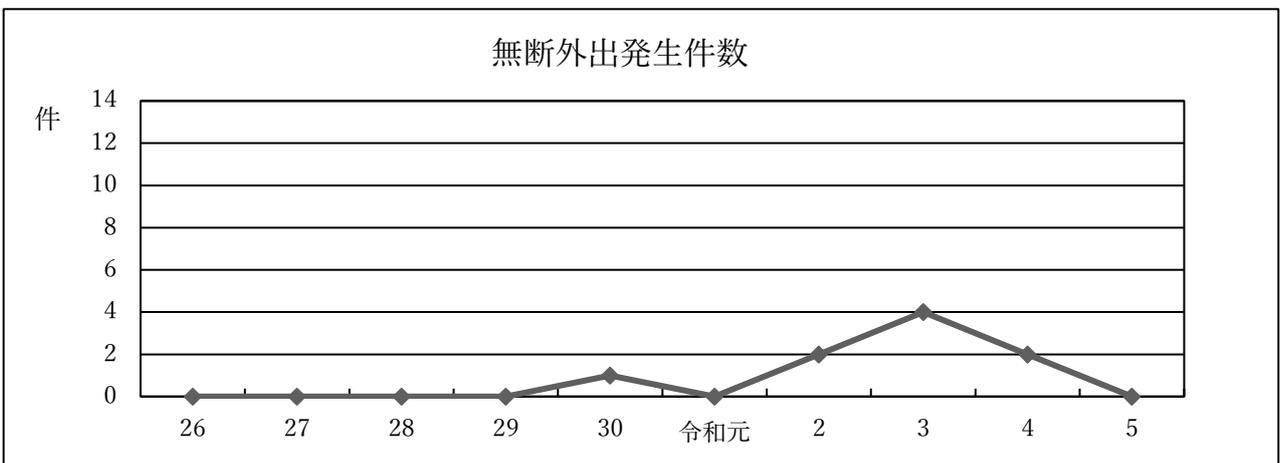
#### 5 在所期間状況（令和元～令和5年度）

年度	性別	半年未	1年未	1年半未	2年未	3年未	4年未	4年以上	計	
		満	満	満	満	満	満	以		
令和元	男		4	4	2	1			11	14
	女		1	2					3	
2	男	2	3	4	4				13	20
	女		3	3	1				7	
3	男		3	3	2	1			9	20
	女		3			1			3	
4	男		1	6	5				12	15
	女		2		1				3	
5	男		3	3	1	2			9	12
	女		2		1				3	



6 無断外出状況（延べ件数・延べ人数）（平成26～令和5年度）

年度	区分	男	女	計
26	件数			0
	人数			0
27	件数			0
	人数			0
28	件数			0
	人数			0
29	件数			0
	人数			0
30	件数		1	1
	人数		1	1
令和元	件数			0
	人数			0
2	件数	2		2
	人数	1		1
3	件数	4		4
	人数	1		1
4	件数	1	1	2
	人数	1	1	2
5	件数			0
	人数			0

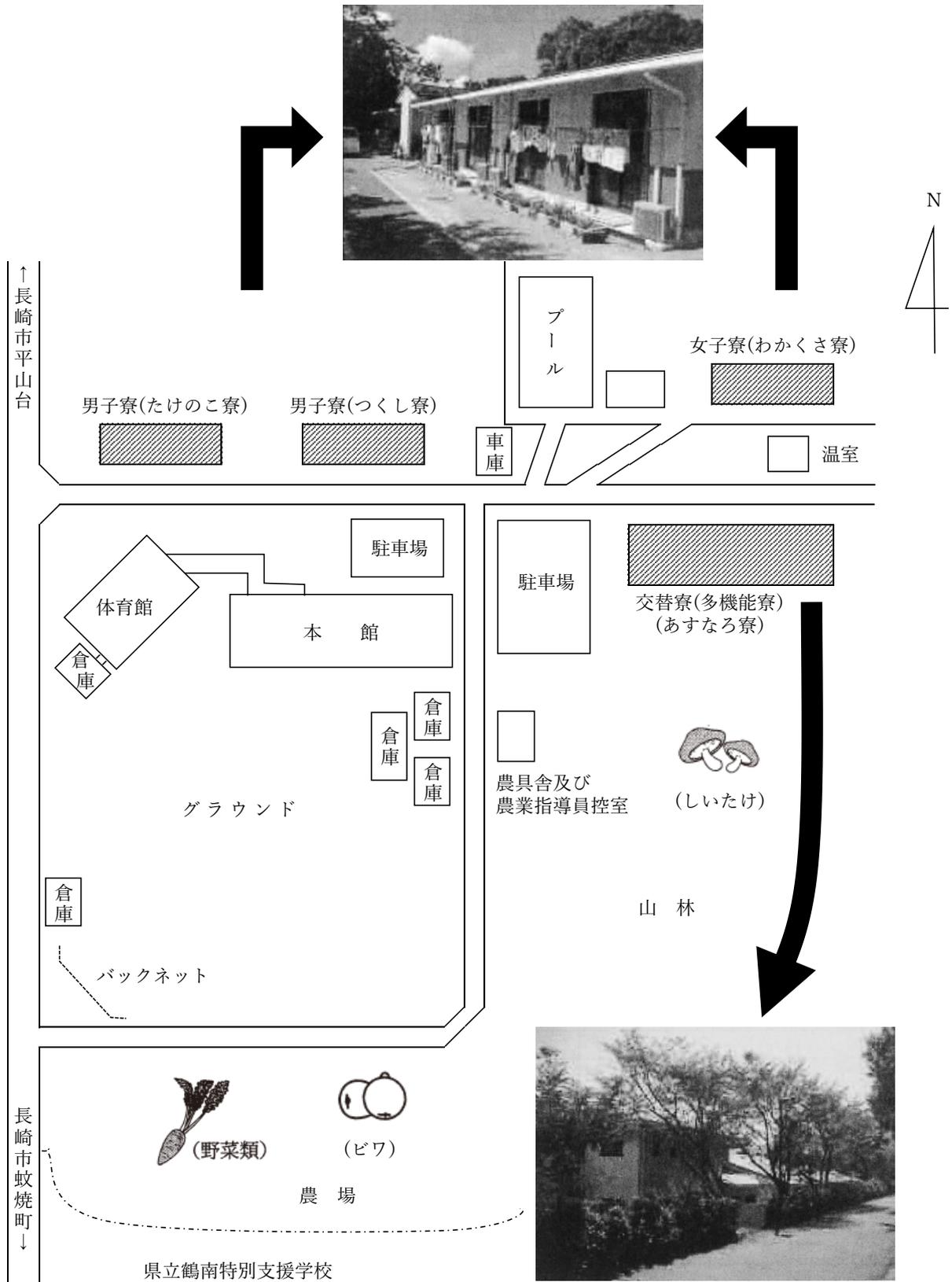


7 通院状況（令和元年度～令和5年度）

診療科目	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
内科	26	24	33	22	23
精神科	41	79	125	132	72
外科	6	0	0	0	0
整形外科	36	29	24	0	0
形成外科	2	0	0	27	26
皮膚科	12	16	21	18	31
歯科	33	49	28	10	10
耳鼻科	32	51	47	69	62
眼科	23	31	17	19	8
泌尿器科	0	5	0	1	0
婦人科	2	11	0	1	2
小児科	2	6	0	3	0
心療内科	0	2	0	0	0
脳神経科	0	0	0	0	0
その他	3	2	6	0	1
計	218	307	301	302	235

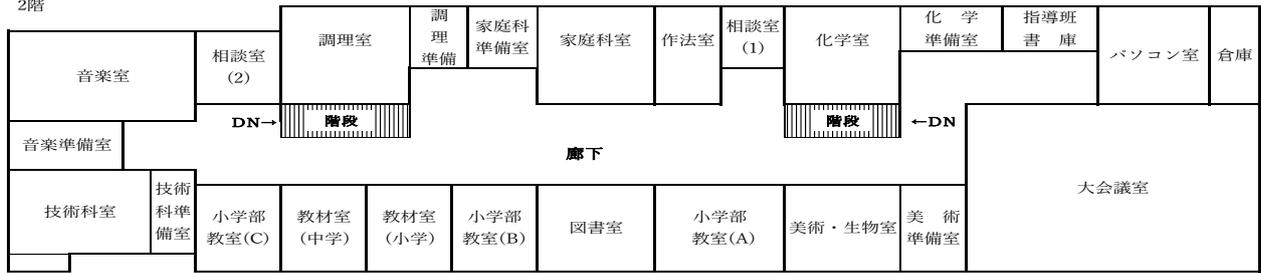
# IX 配置図等

## 1 園内配置図

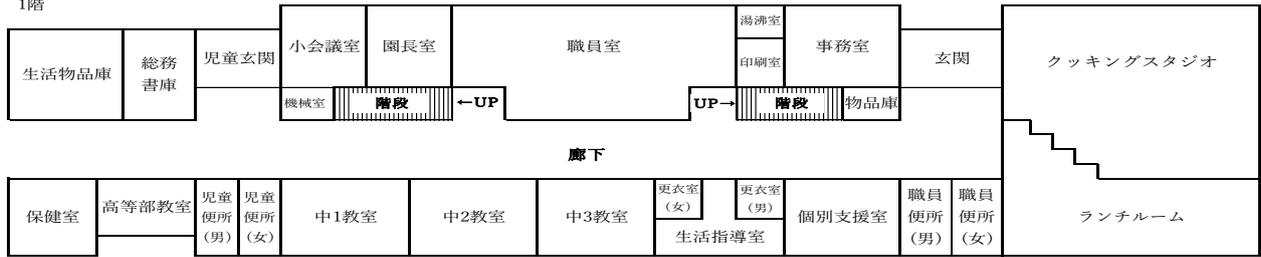


2 本館平面図

2階

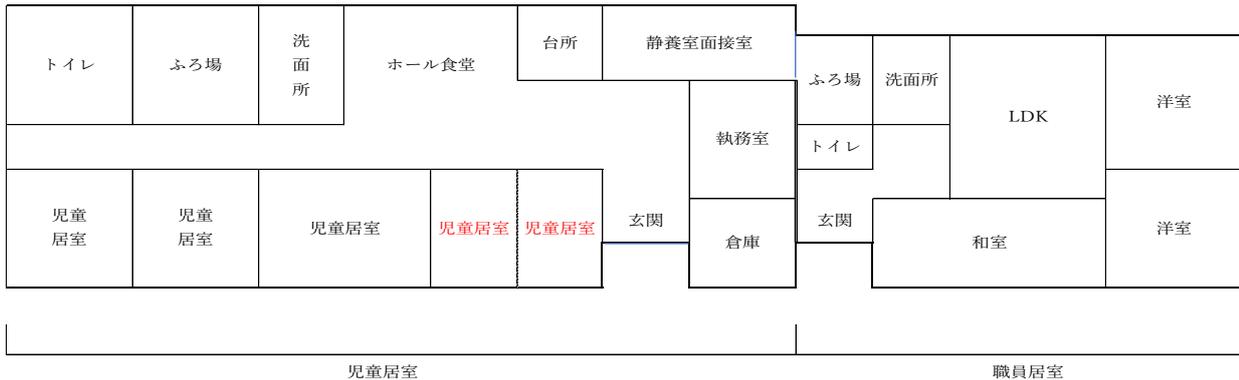


1階

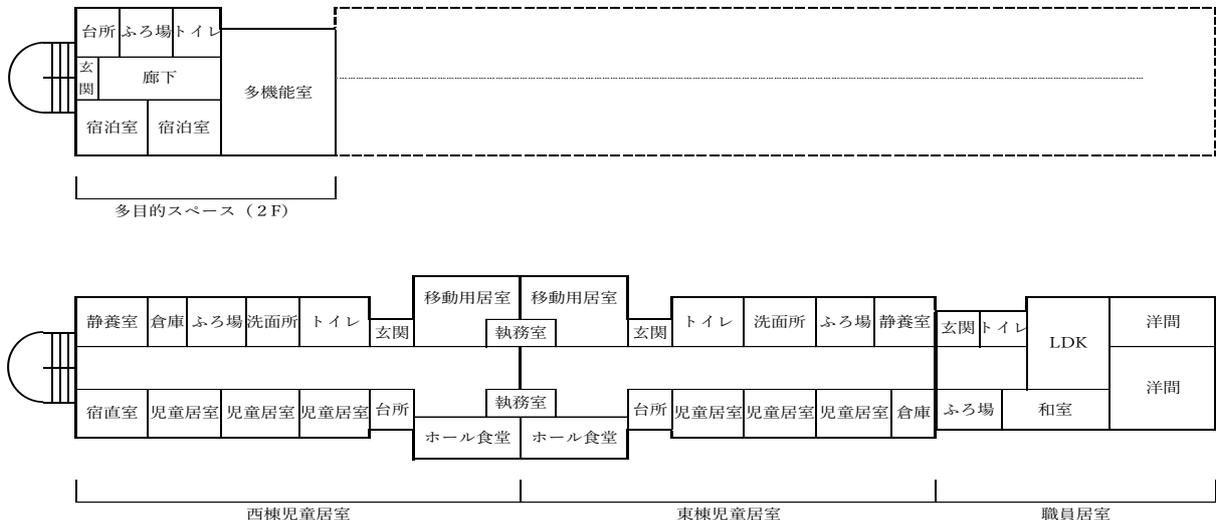


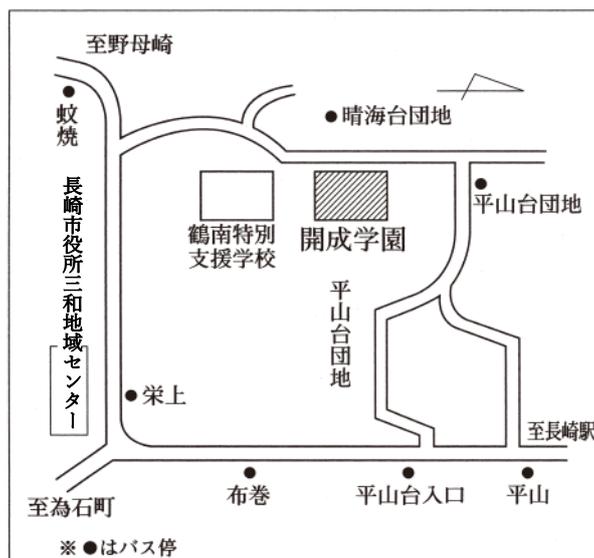
3 寮舎平面図

(1) 一般寮



(2) 多機能寮 (あすなろ寮)





長崎県立開成学園

〒850-0996

長崎市平山台 2 丁目 34-1

電話番号 095-878-4081

FAX 095-878-8613

E-mail [s04830@pref.nagasaki.lg.jp](mailto:s04830@pref.nagasaki.lg.jp)

URL : <https://www.pref.nagasaki.jp/section/kaisei>



長 崎 県